

## 奈良市中小企業等新たな挑戦支援補助金交付要領

### (目的及び趣旨)

第1条 この要領は、経営基盤・競争力の強化と地域イメージ・ブランド向上を目的として、新たな挑戦・取組を行う市内事業者を支援するため予算の範囲内で奈良市中小企業等新たな挑戦支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金の適正な交付のために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、中小企業等とは中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に定める中小企業者及び同条第5項に定める小規模企業者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる中小企業等（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に本社又は支店を有していること。ただし、別表第1に示す奈良市産業政策課が主催する事業の参加企業についてはこの限りではない。
- (2) 市内企業の場合は市税、市外企業の場合は法人税を滞納していないこと。
- (3) 1年以上操業を継続していること。
- (4) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等でないこと。役員若しくは事業所の代表者が暴力団等でないこと、又は暴力団等を支援する等暴力団等と不当な関わりを有していないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により営業の許可または届出を要する事業を営んでいないこと。

### (補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) おおよそ3年以内に事業化が見込める新製品・新サービスの開発に係る事業とそれに伴う販売拡大、商標権取得等の規格適合・認証取得等
  - (2) 当該年度12月末日までに完了するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。
- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とするもの
  - (2) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあるもの

(3) 事業に係る全ての業務を補助対象者以外に委託するもの

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、第4条に規定する事業の遂行に直接必要となる、補助金交付決定日以降、当該年度12月末までに支出された経費とする。ただし、次に該当する場合は対象経費から除く。

- (1) 各種会議の食事代等の経費
- (2) 交際費
- (3) 販売を目的とした仕入れに関わる商品及びその材料となる経費
- (4) 汎用性が高く、補助対象事業以外の目的での使用が可能な備品・設備購入費
- (5) 補助対象事業に係る全部又は大部分を外部に委託するもの
- (6) 補助金申請書類作成のための費用
- (7) 人件費
- (8) 消費税及び地方消費税

また、補助対象事業について国又は県等からこの要領と同一の趣旨の補助金等を受けるとする場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金等の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内とし、30万円を上限とする。

- 2 前項の規定による補助金等の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 3 補助対象者が補助金等の交付を受けることができる回数は、1会計年度につき1回限りとする。

(補助対象事業の公募)

第7条 支援を公平に実施するため、補助対象者が実施する補助対象事業に関し、募集要項を定め募集するものとする。なお、募集要項には、補助対象事業の募集期間、審査方法及び審査基準等を記載するものとする。

- 2 補助対象者は、前項の規定による募集に応募しようとするときは、募集要項に定める期日までに、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 事業収支予算書
  - (3) 役員等名簿
  - (4) 申請者の概要が分かるもの

(5) 法人登記履歴事項全部証明書（法人のみ）

(6) 直近3年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し（法人のみ）もしくは直近3年分の確定申告書の写し（個人事業主のみ）

(7) 市税の納税証明書（市内事業者の場合）

(8) 法人税の納税証明書（その3）又は（その3の3）（市外事業者の場合）

(9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（補助対象事業の決定）

第8条 前条の規定による補助金の交付申請があったときは、募集要項に定める方法により、その内容を審査し、補助対象事業を決定する。

（補助金の実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた者が補助事業を完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書

(2) 事業収支決算書

(3) 支払いを証明する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

（完了前の交付）

第10条 規則第17条第1項ただし書の規定により、補助事業等の完了前に補助金の交付を受けようとする補助事業者等は、補助事業等に係る収支状況報告書及び資金計画書を添えて、補助金等交付請求書を提出しなければならない。

（補助対象者の会計処理）

第11条 補助対象者は、補助対象事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

（補助対象事業の検査等）

第12条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（財産の処分の制限）

- 第13条 補助事業者は、取得価格の単価、又は、効用の増加価格が50万円以上の取得財産等のうち、補助金を充当するものについて、取得財産等管理台帳を備え、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数とする。
- 3 補助事業者は、財産処分制限期間が経過する前に、取得財産等について、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供する処分その他の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。
- 4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、交付した補助金の全部若しくは一部を市に返還させる条件又はその他必要な条件を付して承認することができる。

（その他）

- 第14条 この要領の施行に関し必要な事項は、奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）の規定により、当該補助金に係る支出負担行為の決定を専決処理することができる者が定める。

附 則

（施行期日等）

この要領は、令和5年7月26日から施行する。

附 則（令和6年4月1日改正）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	事業名	事業概要	参加の定義
1	ならわい	奈良県外在住の方を対象に、地元受入先企業の新規事業開発に取り組むことで、奈良で働く・暮らすことに対する不安を払拭し、将来の移住や起業への機会を創出することを目的とする事業。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本プログラムを受講したことがある。</li> <li>・本プログラムにおける地元受入先企業。</li> </ul>
2	NARA STAR PROJECT	選抜された起業家に対し、成長を加速させるプログラムを提供すると共に継続的且つ次世代の経営者へと引き継いでいくベンチャーエコシステムを奈良市に定着させるプログラム。	本プログラムを受講したことがある。
3	奈良市デザイン経営 フロントランナー企 業育成プログラム	経営革新に向けて、アイデンティティ型デザイン経営の専門家が伴走支援し、VUCAの時代を生き抜く「フロントランナー企業」を育成するプログラム。	本プログラムを受講したことがある。
4	Nara Crafts' Cross Project	「次代の工芸作家のフロントランナーを創出する」をコンセプトに、昨今の変化の激しい時代の中でも自分自身のビジョンや戦略を見据え、工芸活動を営む方々に対し、経営力向上支援、伴走型支援、販路拡大支援等を行うプロジェクト。	<p>本プログラムを受講したことがある。</p> <p>※公開講座の受講のみ の場合は対象外</p>
5	海外販路拡大支援事 業	意欲ある市内事業者等の海外への販路拡大の気運を高めるため、海外でのテストマーケティング及び商談会を実施することにより、市内事業者等の商品のブラッシュアップを図り、今後の販路開拓・拡大などの展開に繋げる	本プログラムに参加したことがある。